

SEMICON INDIA 2025における 協業連携マッチング支援事業

参加案内書

2025年7月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

事業概要

JETROは、インドの首都デリーで開催される半導体関連の国際展示会「SEMICON INDIA 2025」を機と捉え、日本企業がインド企業との協業、共同研究、または共同実証等の可能性を探るBtoBマッチングイベントを開催します。同展示会に出展する日本企業・日系企業に対してインド企業を**最大3社**ご紹介し、展示会会期中に会場での面談をアレンジします。

事業名	SEMICON INDIA 2025における協業連携マッチング支援事業
日時	2025年9月2日～4日
場所	SEMICON INDIA 2025会場（Yashobhoomi (IICC)、インド・ニューデリー）
内容	半導体分野でのインド企業との協業連携、共同研究、実証事業等に向けたマッチング支援 ※単なる販路開拓目的ではご利用いただけません
主催	日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所
後援	SEMIジャパン
参加費	無料
参加条件	①SEMICON INDIA 2025に出展する日本企業・日系企業のみ ②JETROの国際協業連携マッチング支援プログラム「J-Bridge」へ登録済み ③販路開拓ではなく、協業連携、共同研究、共同実証事業等に向けたマッチングを希望する企業
申込フォーム	https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ind/semiconindia
申込〆切	2025年8月5日(火曜)23時59分 ※日本時間

1. 「J-Bridge」 事業へのご登録

- 国際協業連携支援をサポートするJETROの「J-Bridge」プログラムに登録ください
(申込ページ：<https://www.jetro.go.jp/j-bridge/>)
- 本事業の申込フォームに、可能な限り詳細にインド企業とのマッチング希望についてご記載ください
※本事業の対象支援は協業連携、共同研究、共同での実証事業などです
※単なる販路拡大の支援は対象外ですのでご了承ください
(申込フォーム：)

2. SEMICON INDIA 2025でのマッチング

- 申込フォームへの記載内容に基づき、インドでの半導体分野における協業連携先企業等を最大3社ご提案させて頂きます
- 上記ご提案の中で面談を希望するインド企業については、SEMICON INDIA2025において貴社出展ブースにお連れします。
※本事業は貴社のSEMICON INDIA 2025への出展をサポートするものではありません

3. SEMICON INDIA 2025以降のフォローアップ

- SEMICON INDIA会場で面談を実施したインド企業とのやり取りに関して、必要に応じてフォローアップを行わせて頂きます

応募条件

1. 日本国内に拠点を有する日本企業、もしくは外国に拠点を有する日系企業であること
2. JETROの協業連携支援プログラム「J-Bridge」に登録済みであること
3. 主催者が成果把握のために実施するアンケート、ヒアリング（商談成果等の確認）および進捗確認のフォローアップアンケート等に協力できること
4. 別添の留意事項及び免責規定を確認し、同意できること
5. 商社や代理店など製造者以外による申込の場合は、製造者の承諾を得ていること
6. 現在、反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと

注意事項

1. 本イベントに申し込まれた場合でも、申込内容によっては不採択となる場合があります（特に販路開拓のみを目的としている場合）。不採択の理由については開示いたしかねますので、予めご了承ください。
2. 個人情報を含めた申込フォームへの入力内容は、JETROニューデリー事務所および本部（東京）、必要な範囲内で業務委託先へ共有いたします。またインド企業等との面談希望確認やスケジュール調整については委託先から貴社に対して直接ご連絡を差し上げます。予めご了承ください。
3. J-Bridgeは、JETROが運営する国際協業連携支援のためのオンラインプラットフォームです。本事業に不採択となった場合でも、J-Bridgeを通じて、今回の事業に参加するインド企業以外からの引き合いがある可能性があります。その際には改めてJETROよりご連絡いたします。

申込方法

STEP.2のフォームを入力した時点でお申込み完了となります

STEP 1: J-Bridge申込

- 下記J-Bridge紹介ページから「新規会員登録」ボタンをクリックし、必要事項を入力、送信してください
※JETRO事業に初めてお申込みの方は「お客様情報登録」（無料）が必要です

J-Bridge紹介ページ：<https://www.jetro.go.jp/j-bridge/>

STEP 2: SEMICON INDIA 2025における協業連携マッチング支援事業 申込フォーム入力

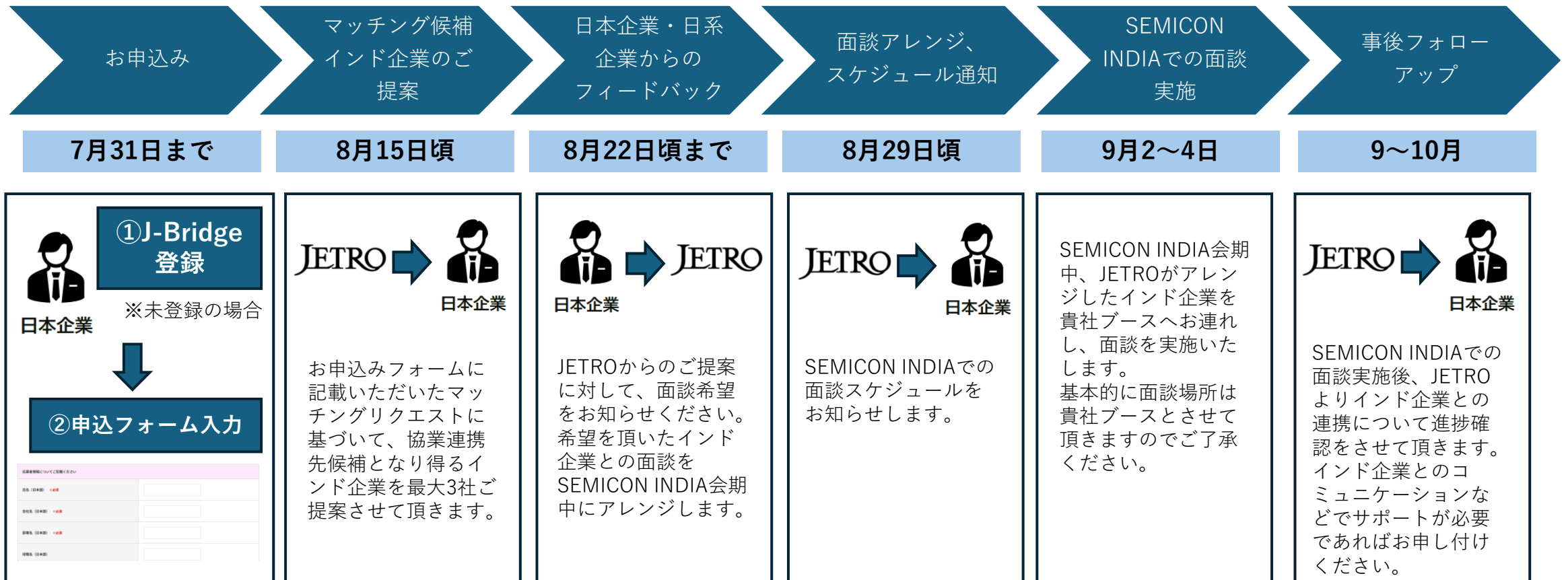
2025年8月5日（火曜）23時59分まで

- 可能な限り詳細にマッチングしたいインド企業のイメージを記載ください
- 貴社の製品・技術関連の情報などがあればURLやカタログ（PDFファイル等アップロード可）等を共有いただければ幸いです

申込フォーム：<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ind/semiconindia>

申込後の流れ

本イベントのお申込みから商談会当日までは以下の流れとなります。J-Bridgeへの登録は必須です。



留意事項

お申込み完了をもって、以下の留意事項及び免責規程をご確認、ご同意いただいたとみなします。

1. 本案内に定めのない事項に関しては、ジェトロがその対応を決定するものとし、政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨あらかじめご了承ください。
2. 「申込みフォーム」の内容に虚偽の記載をした場合は、申込みを無効にすると同時に、本イベントへのご参加をお断りします。
3. 参加申込みをした企業及びその役員が、違法な行為または違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、商談会に参加することがジェトロの信用を毀損する恐れがある場合は、本イベントへのご参加をお断りします。
4. 「申込みフォーム」の内容に変更がある場合は、書面にてご通知ください。なお、申込締切日を過ぎてからの変更には応じられないことがあります。
5. 商談スケジュール確定後であっても、インド企業側の都合により商談がキャンセル・別日に変更になることがあります。
6. 相応の理由なしに参加をキャンセルされた場合や、商談前後のアンケート・調査へのご協力をいただけない場合、今後ジェトロが実施する事業にご参加いただけないことがあります。
7. 本イベントによりインド企業又はジェトロから提供された情報及び資料は、参加企業限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
8. 本イベントの内容に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」と言います。）に関する著作権は、ジェトロに帰属します。
9. 本コンテンツを、ジェトロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
10. 参加企業は、ジェトロが本イベントの成果（参加企業に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表することに承諾するものとし、これに関し、何らかの人格権も行使しないものとします。
11. 本イベントの実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
12. 本イベントの実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

免責規程

1. 本イベントにおいて、インド企業又はジェットロより提供される情報については、ジェットロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本イベントでの提供情報に関連して、お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し、一切の責任を負わないものとします。
2. ジェットロは、以下の各号に該当する場合、本イベントの提供日時、内容を変更し、本イベントサービスの全部又は一部の提供を予告なく中止し、又は、お客様の参加を中止させることができます。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき。
 - (2) 正当な理由の有無にかかわらず、バイヤーが本商談の全部又は一部をキャンセル又は延長等したとき。
 - (3) 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
 - (4) 前号のほか、お客様がジェットロの指示、条件又はジェットロとの合意事項に違反したとき。
 - (5) お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明したとき。
 - (6) お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
 - (7) 前号に定めるほか、ジェットロが相当と判断したとき。
3. 会期中及びその前後を通じて発生したいかなる損害についても、ジェットロは一切の責任を負いかねます。
4. ジェットロは、本イベントの参加に際しお客様よりご提供いただいた情報については、本イベントの実施に利用するとともに、関連事業の実施、ジェットロからの連絡のために利用することができます。また、ジェットロは、当該情報のうち企業情報と商品情報の一部については、ジェットロのアレンジする面談相手に提示するために利用します。
5. ジェットロは、商談の成否（何時、如何なる商談相手と、如何なる内容の商談をすることができるかを含みますが、これに限られません。）や本商談の成果を保証するものではなく、本商談から生じた結果について、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。
6. 感染症拡大等により、政府・地方自治体による措置等によりバイヤーの商談会参加が難しくなった場合、ジェットロは一部内容を変更・中止する可能性があります。その際上記免責規程2. のとおり、参加者が負担した経費をジェットロが補填することはできかねます。

お問合せ先

JETROニューデリー事務所

担当: 川崎、樋口、花村

Email: IND-info@jetro.go.jp

Tel: +91-11-4000-6900